

【法的根拠】
日本国憲法
教育基本法
学校教育法
学習指導要領

学校の教育目標
・考える子
・思いやりのある子
・じょうぶな子
・やりぬく子

【地域の実情】
【学校の実情】
【児童の実態】
【教師の願い】
【保護者の願い】

本校の道徳教育の重点目標
・思いやりの心をもって人々と接し、人のために尽くす子を育てる。
・礼儀の大切さを知り、真心をもって接することで、自分も相手も気持ちよく過ごそうとする心を育てる。

第1学年及び2学年
・自立的な生活習慣を身に付け、友達と助け合うことができる。

第3学年及び4学年
・人の話に耳を傾け、良いと思ったことは進んで取り組むことができる。

第5学年及び6学年
・勤労の意義や尊さを知り、自分の責任を果たすことができる。

各教科

国語
・言語を通じて生活全般の向上充実を図り、豊かな人間性を育成する。

社会
・自他の人格村長を基本とした社会生活の在り方の理解を通して、道徳的判断力

算数
・数量的な事柄や関係についての基本的な知識や技能の育成を通し、合理的処理ができるようにする。

理科・自然の事物
・現象を科学的に観察・処理する能力を伸ばし生活の合理化と自然愛護の態度を培う。

生活
・具体的な活動や体験を重視し、基礎的な生活習慣を身につけ、自立の基礎を養う。

音楽
・音楽感覚の発達を図り、日常生活に潤いや豊かさをもたらす態度や習慣を養う。

図画工作
・造形的な活動を通して美的情操や感覚を養うとともに、造形的な表現力を伸ばし、生活化を図る。

家庭
・家族の一員として家庭生活をよりよくしようとする実践的な意欲・態度を養う。

体育
・生命尊重・健康保持・体力の増進・社会的態度を養う。

外国語
・外国語に触れたり、外国の文化に親しんだりする体験を充実する。

特別の教科 道徳

各学年の重点内容項目

1年
B 親切、思いやり B 礼儀
D 生命の尊さ A 節度、節制

2年
B 親切、思いやり B 礼儀
D 生命の尊さ A 善悪の判断

3年
B 親切、思いやり B 礼儀
D 生命の尊さ

4年
B 親切、思いやり B 礼儀
D 生命の尊さ C 公正、公平、社会正義

5年
B 親切、思いやり B 礼儀
D 生命の尊さ C よりよい学校生活

指導方針

- ・思いやりの心を育み、自他の生命を尊重する心を育てるため、全学年を通して、思いやり親切・生命尊重を重点項目に位置付けた。
- ・低学年では、あいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上の決まりを身につけることを意識した。
- ・中学年では、集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合うことを意識した。
- ・高学年では、相手の立場を理解し、支えあう態度を身につけること、集団における役割と責任輪果たすことを意識した。

指導の工夫

- ・縦割り班活動や健康・体力づくり活動で体験したことなどをもとに道徳の時間を充実させる。

・学年内での資料やワークシートなどの交換や交流を行い、道徳の時間の充実を図る。

外国語活動

- ・外国人講師や外国語に堪能な人々の協力を得て、外国語に触れたり、外国の文化に親しんだりする体験を充実する。

総合的な学習の時間

- ・教科の学習に関連し、興味関心を示した事項について、自らが主体的に解決する能力や態度を育てる。
- ・地域における学校として、地域とのかかわりを中心に、その活用を図る。

特別活動

学級活動

- ・学級の一員としての役割を自覚す

児童会活動

- ・生活を楽しむための実践を図る。

クラブ活動

- ・自発的な実践活動を図る。

学校行事

- ・集団への所属感・連帯感を深める。

生活指導
・基本的な生活習慣の定着を図り、自ら考え行動できる態度を育てる。

環境整備
・言語環境の改善・充実とともに、清掃美化、資料の整備・充実を図る。

家庭・地域との連携
・学校だよりや道徳授業地区公開講座などを通じて、理解と協力を深める。

推進体制
・道徳教育推進教師を中心に、学校長の指導のもと、各学年の指導充実を図る。